

平成 30 年 12 月 25 日  
横浜市中心農業委員会

## 第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、法第 6 条第 2 項に基づき、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

都市における農地は、新鮮な農産物を市民に供給するとともに、自然的環境の保全、良好な景観の形成、防災など安全で安心な市民生活の維持、市民レクリエーションや交流の場、学校教育や福祉の場として活用されるなど、多面的な機能を有している。

横浜市においては、都市化が進行しつつも、郊外部を中心に、まとまった農地が保全されており、都市部に隣接する立地条件を活かし、葉物野菜をはじめとした市場出荷や直売による販売など多様な経営が行われている。また、横浜みどりアップ計画の 1 つの柱である「農に親しむ」取組みとして、栽培収穫体験ファームや区画貸し農園等の市民農園が開設されるなど、都市部との交流の場として農地に期待される役割は大きい。

さらに、市街化区域においても半数以上の農地が生産緑地の指定を受けており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農形態など地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、農家の高齢化や後継者不足等による遊休農地の発生が懸念されていることから、農地マッチング制度や農地中間管理事業を活用しながら、その発生防止・解消に努めていくとともに、担い手への農地利用の集積・集約化に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、横浜市地域の特性を活かしながら、これまでの都市農業の果たすべき役割に加え、今後も活力ある都市農業が展開されることを目標に、農地の有効活用を推進していく。

そのため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、それぞれの地域の実情に応じた活動を行いながらも「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、横浜市中心農業委員会の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」として、具体的な目標と推進方法を次項以降のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後 10 年間で、担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成 35 年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年毎に検証・見直しを行うこととする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく、「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (平成30年4月)	1804.7 ha	1.80 ha	0.10 %
3年後の目標 (平成33年4月)	1782.8 ha	1.78 ha	0.10 %
目 標 (平成35年4月)	1768.2 ha	1.77 ha	0.10 %

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員、推進委員、事務局及び横浜市が協力して、農地法第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

##### ② 横浜市または、農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた横浜市農地マッチング事業への登録や農地中間管理機構への貸付手続きを行う。

##### ③ 耕作放棄地対策について

横浜市の農地流動化事業促進事業の活用等により農地を復元し、農地の賃借を進め耕作放棄地の解消を図る。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成 30 年 4 月)	1804.7 ha	38.94 ha	2.16 %
3 年後の目標 (平成 33 年 4 月)	1782.8 ha	41.34 ha	2.32 %
目 標 (平成 35 年 4 月)	1768.2 ha	42.94 ha	2.43 %

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ① 横浜市農地マッチング事業または、農地中間管理機構との連携について

- 農業委員会は、横浜市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地マッチング事業に登録を希望する農地、(イ) 中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(ウ) 経営廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(エ) 利用権設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、農地マッチング事業や中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

#### ② 農地の所有者等を通知することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を通知することができない農地については、公示手続を経て神奈川県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

### 3. 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人）	新規参入者数（法人）
現 状 （平成 30 年 4 月）	56 人	11 法人
3 年後の目標 （平成 33 年 4 月）	74 人	14 法人
目 標 （平成 35 年 4 月）	86 人	16 法人

#### (2) 新規参入者の促進に向けた具体的な推進方法

##### ① 関係機関との連携について

- 横浜市、神奈川県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構、各農業団体と連携し、管内の農地情報の紹介を行い、技術や経営面についても新規就農者を育成できるよう関係機関と協力して支援する。

##### ② 法人参入の推進について

- 担い手が十分にいない地域では、法人も地域の担い手になり得る存在であることから、農地マッチング事業や農地中間管理事業を活用して、積極的に法人参入の推進を図る。

##### ③ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入れ条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。